

番号	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
252	施行令（案）第2条第4号	<p>（意見） 犯行時の犯人を撮影した防犯カメラ映像は「要配慮個人情報」に該当しないのではないか？</p> <p>（理由） 「要配慮個人情報」とは、改正個人情報保護法2条3項にあるように、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」であり、同項の例示する「犯罪の経歴」も、そのような趣旨で理解されるものと考えられる。これと同様に、政令案2条4項の定める「本人を被疑者又は被告人として……刑事事件に関する手続が行われたこと」についても、犯行時の犯人を撮影した防犯カメラ映像を（警察への届出状況、およびその後の刑事手続での対応状況に関する情報も含め）、常習犯罪への防犯対策としてのみ必要最低限の利用をする場合には、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益」を生じさせるものではなく、同項の定める「要配慮個人情報」に該当しないと考えられる。</p> <p>【NPO 法人 全国万引犯罪防止機構】</p>	<p>個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、単に犯罪行為に当たりそうな行動が映った防犯カメラ映像等で、犯罪行為を疑うに過ぎない場合は、犯罪の経歴や刑事事件に関する手続が行われたことに当たらないと考えます。</p>
253	施行令（案）第2条第4号	<p>意見 要配慮個人情報に含まれる記述等のうち、「差押え」については除外すべき。</p> <p>理由 不動産の「差押え」については、不動産登記により縦覧が可能な情報であり、公衆が容易に取得できる情報であるから、要配慮個人情報とする必要はないものとする。</p> <p>【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>本施行令第2条第4号は、刑事事件に関する手続が行われたことを規定したもので、民事執行法や行政法上の「差押え」は含みません。また、改正後の法第17条第2項第5号により、要配慮情報が国の機関により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を要する規定の例外となります。</p>
254	施行令（案）第2条第4号	<p>意見 本人を被疑者または被告人として逮捕、捜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこととあるが、これらの事実については、報道機関が公表した情報であることが多いものとする。報道機関から入手した情報については、要配慮情報から除外すべきである。</p> <p>理由 法第76条第1項第1号により、報道機関が報道の用に供する目的であるときは、個人情報取扱事業者の義務等の適用除外を受けている。政令案第2条第1項第4号に掲げられている記述等については、これらを情報元とすることが大半であり、これを区分する必要はないものとする（意見2同様、公衆が容易に取得できることも理由とする）。</p> <p>【株式会社帝国データバンク】</p>	<p>改正後の法第17条第2項第5号において規定する者により公開されている場合は、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができるものと定めています。なお、同条2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。</p>
255	施行令（案）第2条第4号	<p>（御意見） 要配慮個人情報の内容として、第2条4条に本人を被疑者または被告人として逮捕、捜索、差押え、拘留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたことと記載されている。</p> <p>これらについては他の項目と違い、本人の責任に於いて為された結果により生じた事柄であり、しかもその内容は社会性が高いものである。また、これらのデータソースの多くは報道記事であり、報道記事をソースとするこれらのデータについては報道機関を個人情報取扱事業者より除外しているのと同様の考え方により、報道機関より提供される情報と同等の取扱方法とする形が望まれる。</p> <p>【株式会社東京商工リサーチ】</p>	<p>改正後の法第17条第2項第5号において規定する者により公開されている場合は、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができるものと定めています。なお、同条2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしております。</p>